

第75回 税理士試験

〔 事業税 〕

解答速報

第 7 5 回 税 理 士 試 験 事 業 税

Z-75-J [第一問] 解 答

問1(1) (予想配点-15点-)

1. 法人事業税の納税義務者 [4]

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の(3)の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、その法人に課する。

(2) みなし課税法人

法人課税信託の引受けを行う個人には、個人事業税を課するほか、法人とみなして、法人事業税を課する。

(3) 課税区分

① ②から④以外の事業

イ ロ以外の法人(外形対象法人)……付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれら以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(前事業年度について外形対象法人に該当したものであつて、払込資本の額が10億円を超えるものを除く。)……所得割額

② 電気供給業(次の③の事業を除く。)、ガス供給業のうち導管ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業をいう。)、保険業及び貿易保険業……収入割額

③ 電気供給業のうち小売電気事業等(小売電気事業に準ずるものとして一定のものを含む。)、発電事業等(発電事業に準ずるものとして一定のものを含む。)及び特定卸供給事業

イ ロ以外の法人……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 上記(3)①ロの法人……収入割額、及び所得割額の合算額

④ ガス供給業のうち特定ガス供給業……収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(注) 判定の時期

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるかどうか等の判定は、各事業年度終了の日(仮決算による中間申告納付にあつてはその事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の各事業年度の申告納付にあつては解散の日)の現況による。

2. 個人事業税の納税義務者 [2]

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等

個人が事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も関係の深いものをもって、事務所等とみなして、事業税を課する。

3. 外国法人又は外国個人の事務所等 [1]

外国法人又は外国個人の行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

4. 実質課税の原則 [1]

資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益に係る事業税は、その収益を享受する者に課する。

5. 信託財産と事業税 [1]

信託の受益者(受益者として権利を有するものに限る。)は、その信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなして、事業税を課する。

6. 非課税事業を行う法人又は個人 [3]

上記1. から3. に該当する法人又は個人であっても、非課税事業のみを行う法人又は個人その他一定のものに該当する場合には、事業税の納税義務者とはならない。

7. 外国法人等の場合 ③

(1) 概要

事業税は、法人の行う事業並びに個人が行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)所在の道府県において、その法人及び個人に課する。したがって、事務所等所在の道府県が事業税の課税団体となり事業税が課されることになる。

(2) 内国法人又は内国個人の事務所等

事務所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

(3) 外国法人等の事務所等

国内に本店又は主たる事務所等を有しない法人(以下「外国法人」という。)又は国内に主たる事務所等を有しない個人が行う事業に対する事業税の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

(4) 恒久的施設

次に掲げるものをいう。

ただし、我が国が締結した租税条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人(以下「外国法人等」という。)については、その条約において定められたものとする。

① 国内にある支店、工場その他事業を行う次の場所

- イ 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ロ 鉱山、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ハ その他事業を行う一定の場所

② 国内にある長期建設工事現場等

③ 国内にある代理人等

問1(2) (予想配点-15点-)

1. 概要 [2]

個人事業税の計算において生計を一にする親族に対する給与は、原則として必要な経費には算入されないが、一定の要件のもと、次の規定が定められている。

2. 青色事業専従者 [5]

(1) 青色事業専従者給与に関する届出書を提出している場合

事業を行う個人(所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。)と生計を一にする親族でもつばらその個人が行う事業に従事するもの(以下「青色事業専従者」という。)が、その事業から青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている方法に従い、その記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費に算入する。

ただし、上記親族については、その年度の初日の属する年の前年の12月31日(年の中途においてその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合には、その死亡又は廃止の時)において、年齢が15歳未満である者を除く。

(2) 青色事業専従者給与に関する届出書を未提出の場合

① 内容

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたこと、又は青色事業専従者を控除対象配偶者又は扶養親族としたことにより、青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった事業税の納税義務者に係る青色事業専従者が、その事業から給与の支払を受けた場合において、次の要件を満たすときも、上記(1)と同様とする。

② 要件

その年分につき個人事業税の申告(その申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで申告している場合を含む。)をしていること(青色事業専従者等に関する事項についての申告がないことについて、やむを得ない事情があると道府県知事が認めるときを含む。)

3. 白色事業専従者 [4]

事業を行う個人(所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者を除く。)と生計を一にする親族でもつばらその個人が行う事業に従事するもの(以下「事業専従者」という。)がある場合には、上記1.(2)②の要件を満たす場合に限り、各事業専従者について、次の金額のうちいずれか低い金額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費とみなす。

ただし、上記親族については、その年度の初日の属する年の前年の12月31日(年の中途においてその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合には、その死亡又は廃止の時)において、年齢が15歳未満である者を除く。

① 50万円(事業を行う個人の配偶者については86万円)

②
$$\frac{\text{その個人の事業の所得の金額(この規定を適用しないで計算した金額)}}{\text{事業専従者の数} + 1}$$

4. 青色事業専従者等の範囲 [2]

(1) 原則

その年を通じて6月を超える期間その事業にもつばら従事する者をいう。

(2) 例外

青色事業専従者については、次のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間を通じて、その2分の1に相当する期間を超える期間その事業にもつばら従事すれば足りる。

① その事業が年の中途における開業、廃業、休業又はその事業が季節営業であることその他の理由により、その年中を通じて営まれなかったこと

② その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により、その年中を通じてその個人と生計を一にする親族としてその事業に従事することができなかったこと

5. 青色事業専従者等に該当しない者 [2]

次の者は、事業に従事していても、その該当する期間は、その事業にもつばら従事する者に該当しない。

(1) 学校の学生又は生徒である者

(2) 他に職業を有する者

(3) 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

問2 -20点-

1. 概要

(1) 甲社は自動車部品の卸売業を行っており、事業年度終了の日における資本金の額が1億円以下であることから所得等課税事業を行う法人に該当し、所得割額が課されることになる。

所得割の課税標準は各事業年度の所得による。

(2) 甲社の各事業年度所得の計算において注意すべきは、次の点となる。

なお、法人事業税ではグループ通算制度は適用されず、通算グループ内の法人間損益通算適用前の課税所得を課税標準として、法人事業税を計算することになる。

① 繰越欠損金については、繰戻し還付の適用はなく、すべて繰越控除する。

② 甲社は、N国に恒久的施設である支店を有していることから、特定内国法人に該当するため、所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た金額を課税標準である各事業年度の所得とする。

③ 証券投資信託の配当に課された所得税等については、法人事業税の計算では損金不算入とされる。

④ 外国法人X社の配当に対する外国における所得税相当額は、法人事業税計算では損金算入の調整がされることになる。

(3) 甲社は2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行っていることから分割法人に該当し、課税標準額の総額を一定の分割基準により関係道府県に分割し納税額を算定することになる。

甲社は自動車部品の卸売業を行っていることから、課税標準額の総額について、「その2分の1相当する額は、事業所等の数、その2分の1相当する額は事業所等の従業者の数」により、分割課税標準額が計算されることになる。

(4) 上記1(3)の分割課税標準に税率を乗ずることにより関係道府県ごとの事業税額を算定することとなるが注意すべき点は次のとおりである。

① 甲社は事業年度終了の日において資本金の額は1,000万円以上だが、3県以上の道府県に事務所等を有していないため、いわゆる軽減税率が適用されることになる。

② 甲社に適用される標準税率

所得のうち年400万円以下の金額…………… 100分の3.5

所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 …… 100分の5.3

所得のうち年800万円を超える金額…………… 100分の7.0

(5) 税額控除

① 特定寄付金税額控除

② 仮想経理に基づく税額控除

③ 租税条約の実施に係る更正等に伴う税額控除

2. 各事業年度の所得 [8]

(1) 各事業年度の所得の算定方法

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。

(2) 法人税の計算の例によらない項

① 海外投資等損失準備金制度の一部不適用

法人税では、青色申告法人につきこの制度を認めているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、その例によらない。(法施行地において行う資源開発事業等に対する特定株式等に係る部分を除く。)

② 繰越欠損金の損金算入の特例

法人税では、一定要件のもとその事業年度に生じた欠損金について繰戻し還付を受けるか、繰越控除をするかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて繰越控除をする。

③ 所得税額等の損金不算入

法人税では、法人が納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、すべて損金の額に算入しない。

④ 寄附金の損金算入限度額の調整

寄附金は反対給付のない支出であるため、法人税では一定の損金算入限度額の計算が必要となるが、事業税の各事業年度の所得の計算では、計算の複雑化を防止するため法人税の寄附金の損金算入限度額をそのまま用いる。

⑤ 外国税額の損金算入の調整

法人税では、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、損金の額に算入せず税額控除するかは法人の任意としているが、事業税の各事業年度の所得の計算では、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

3. 特定内国法人 [3]

(1) 原則

特定内国法人の事業の所得の総額から法施行地外の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。

(2) 例外

法施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、次の算式により計算した金額をもって、その特定内国法人の法施行地外の事業に帰属する所得とみなす。

$$\frac{\text{所得の総額} \times \text{外国の事務所等の従業者の数 (a)}}{\text{国内の事務所等の従業者の数} + (a)}$$

4. 分割基準 [3]

(1) 適用される分割基準

その2分の1に相当する額は事業所等の数、その2分の1に相当する額は事業所等の従業者の数

(2) 事業所等の数

事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計した数値による。

(3) 従業者の数

業年度終了の日現在の数値による。

5. 標準税率 [4]

(1) 意義

標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上の特別の必要があると認める場合には、これによることを要しない税率をいう。

(2) 適用される標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3
所得のうち年800万円を超える金額	100分の7.0

(3) 制限税率

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、上記(2)の標準税率に1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

6. 税額控除 [2]

(1) 特定寄付金税額控除

一定の創生寄附活用事業に関連する寄附金については、申告納付すべき事業税額から一定の金額を控除する。

(2) 仮想経理に基づく税額控除

各事業年度開始の前日に開始した事業年度の所得割につき道府県知事が更正をした場合において、その更正につき上記還付充当の停止の規定の適用があったときは、その更正に係る仮装経理事業税額は、その各事業年度の所得割額から控除するものとする。

(3) 租税条約の実施に係る更正等に伴う税額控除

事業を行う法人について、租税条約等の実施に伴う更正の特例に基づき法人税の更正が行われた場合において、その更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が更正をしたことに伴い、過誤納金の還付又は更正等による中間納付額の還付の規定(以下、「過誤納金の還付の規定等」という。)により還付することとなる金額(以下、「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。)が生ずるときは、その更正があった日とその更正に係る更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、過誤納額の還付の規定等その他一定の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額は、その更正の日の属する事業年度開始の日から1年以内に開始する各事業年度の付加価値額、資本金等の額又は所得について納付すべき事業税額から控除するものとする。

Z-75-J [第二問] 解答

問1

○計算過程

(配点-25点-)

1. 判定

- (1) A社の行う事業収入割が課される事業以外の事業である。
 (2) A社の事業年度末日現在の資本金の額は1億円を超えている。
 ∴ A社は外形対象法人に該当する。

2. 課税標準の算定

(1) 所得

① 法人税 別表四 合計欄の額		1,850,980,000円	
② 加算			
損金の額に算入した所得税額等(注1)	180,000円		$\frac{180,000円}{1,851,160,000円}$ [2]

(注1) 483,450円-303,450円=180,000円

(2) 付加価値額

① 収益配分額

イ 報酬給与額

	役員報酬	給与負担金	
① 給与等	620,000,000円-10,000,000円-20,000,000円+313,000,000円+263,000,000円		=1,166,000,000円 [1]
② 年金等	48,600,000円+38,168,000円+21,523,000円		=108,291,000円 [1]
③ 派遣料	15,000,000円×75%		=11,250,000円 [1]
④ 合計			1,285,541,000円

ロ 純支払利子

(イ) 支払利子	357,000,000円+220,450,000円+38,200,000円	=615,650,000円
(ロ) 受取利子	95,000,000円+10,000,000円+73,500,000円+1,150,000円	=179,650,000円
(ハ) (イ)-(ロ)		=436,000,000円 [1]

ハ 純支払賃借料

(イ) 支払賃借料 (37,000,000円-1,000,000円)	+20,000,000円+9,950,000円+11,500,000円	=77,450,000円
(ロ) 受取賃借料		2,400,000円
(ハ) (イ)-(ロ)		=75,050,000円 [1]

ニ イ+ロ+ハ= 1,796,591,000円

② 単年度損益 1,851,160,000円

③ 雇用安定控除

イ 判定

$$\frac{1,285,541,000円}{1,796,591,000円} = 71.5\% \rightarrow 72\% > \frac{70}{100} \quad \therefore \text{雇用安定控除適用あり} [2]$$

ロ 控除額

$$1,285,541,000円 - 1,796,591,000円 \times 70\% = 27,927,300円$$

④ 付加価値割

$$\text{①イ} \ominus \text{②} - \text{③} = 3,619,823,700円$$

(3) 資本金等の額

① 資本金等の額

① 期末資本金等の額	4,770,000,000円
② 資本金の額及び資本準備金の合算額	2,500,000,000円+2,400,000,000円=4,900,000,000円
③ ①<②	∴ 4,900,000,000円 [2]

② 持株会社の場合

イ 特定子会社の判定

$$E社 \frac{5,000 \text{ 株}}{6,000 \text{ 株} - 1,000 \text{ 株}} = 100\% > 50\% \therefore \text{特定子会社に該当する}$$

$$F社 \frac{10,000 \text{ 株}}{10,000 \text{ 株}} = 100\% > 50\% \therefore \text{特定子会社に該当する}$$

$$G社 \frac{3,500 \text{ 株}}{7,000 \text{ 株} - 3,500 \text{ 株}} = 100\% > 50\% \therefore \text{特定子会社に該当する}$$

$$H社 \frac{9,000 \text{ 株}}{12,000 \text{ 株}} = 75\% > 50\% \therefore \text{特定子会社に該当する}$$

$$I社 \frac{8,000 \text{ 株}}{20,000 \text{ 株}} = 40\% \leq 50\% \therefore \text{特定子会社に該当しない}$$

$$J社 \frac{(E社)1,000 \text{ 株} + (G社)4,500 \text{ 株}}{10,000 \text{ 株}} = 55\% > 50\%$$

∴ 特定子会社に該当するが控除の算式で用いる特定子会社の株式等の帳簿価額(分子)には含まない。

$$K社 \frac{2,000 \text{ 株} + 5,000 \text{ 株} + 2,000 \text{ 株}}{20,000 \text{ 株}} = 45\% \leq 50\% \therefore \text{特定子会社に該当しない}$$

ロ 特定子会社の帳簿価額の占める割合

① 特定子会社の帳簿価額

a 第14期 1,400,000,000円

b 第15期 720,000,000円 + 470,000,000円 + 380,000,000円 + 450,000,000円 = 2,020,000,000円

c 合計 3,420,000,000円

② 総資産の帳簿価額

a 第14期 2,500,000,000円

b 第15期 2,700,000,000円 - (165,000,000円 + 72,000,000円) = 2,463,000,000円

c 合計 4,963,000,000円

③ 割合

$$\frac{\text{①}}{\text{②}} = 68.9\% \rightarrow 69\% \therefore \text{控除の適用あり} \quad \boxed{1}$$

ハ 控除額

$$\text{①} \times \frac{\text{①}}{\text{②}} = 3,376,586,741円 \quad \boxed{2}$$

③ 課税標準となる資本金等の額(千円未満切捨)

$$\text{①} - \text{②ハ} = 1,523,413,259円 \rightarrow 1,523,413,000円$$

3. 分割基準

(1) 事務所又は事業所の数

$$X \text{ 県 本社 } 1 \times 12 = 12$$

$$Y \text{ 県 a 営業所 } 1 \times 12 = 12$$

$$Z \text{ 県 b 営業所 } 1 \times 7 = 7 \quad \boxed{2}$$

合計 31

(2) 従業者の数

X 県 本社 23人

Y 県 a 営業所 9人 × 2 = 18人 < 25人 ∴ 著しい変動あり

$$\frac{25人 + 23人 + 24人 + 25人 + 25人 + 10人 + 11人 + 10人 + 9人 + 12人 + 12人 + 12人}{12} = 16.5人 \rightarrow 17人 \quad \boxed{2}$$

$$Z \text{ 県 b 営業所 } 11人 \times \frac{7}{12} = 6.4人 \rightarrow 7人 \quad \boxed{2}$$

X 県 本社 23人

Y 県 a 営業所 17人

Z 県 b 営業所 7人

合計 47人

4. 課税標準の区分(それぞれ千円未満切捨)

(1) 所得

① 事務所又は事業所の数

$$1,851,160,000円 \times \frac{1}{2} = 925,580,000円$$

② 従業者の数

上記4(1)①と同じ

(2) 付加価値額

① 事務所又は事業所の数

$$3,619,823,000円 \times \frac{1}{2} = 1,809,911,500円 \rightarrow 1,809,911,000円$$

② 従業者の数

上記4(2)①と同じ

(3) 資本金等の額

① 事務所又は事業所の数

$$1,523,413,000円 \times \frac{1}{2} = 761,706,500円 \rightarrow 761,706,000円$$

② 従業者の数

上記4(3)①と同じ

5. 分割課税標準額の算定(それぞれ千円未満切捨)

(1) 所得

① 事務所又は事業所の数

$$(イ) \text{ X県 } 925,580,000円 \times \frac{12}{31} = 358,289,032円 \rightarrow 358,289,000円$$

$$(ロ) \text{ Y県 } 925,580,000円 \times \frac{12}{31} = 358,289,032円 \rightarrow 358,289,000円$$

$$(ハ) \text{ Z県 } 925,580,000円 \times \frac{7}{31} = 209,001,935円 \rightarrow 209,001,000円$$

② 従業者の数

$$(イ) \text{ X県 } 925,580,000円 \times \frac{23人}{47人} = 452,943,404円 \rightarrow 452,943,000円$$

$$(ロ) \text{ Y県 } 925,580,000円 \times \frac{17人}{47人} = 334,784,255円 \rightarrow 334,784,000円$$

$$(ハ) \text{ Z県 } 925,580,000円 \times \frac{7人}{47人} = 137,852,340円 \rightarrow 137,852,000円$$

③ 小計

$$\text{X県 } ①(イ) + ②(イ) = 811,232,000円$$

$$\text{Y県 } ①(ロ) + ②(ロ) = 693,073,000円$$

$$\text{Z県 } ①(ハ) + ②(ハ) = 346,853,000円$$

(2) 付加価値額

① 事務所又は事業所の数

$$(イ) \text{ X県 } 1,809,911,000円 \times \frac{12}{31} = 700,610,710円 \rightarrow 700,610,000円$$

$$(ロ) \text{ Y県 } 1,809,911,000円 \times \frac{12}{31} = 700,610,710円 \rightarrow 700,610,000円$$

$$(ハ) \text{ Z県 } 1,809,911,000円 \times \frac{7}{31} = 408,689,581円 \rightarrow 408,689,000円$$

② 従業者の数

$$(イ) \text{ X県 } 1,809,911,000円 \times \frac{23人}{47人} = 885,701,128円 \rightarrow 885,701,000円$$

$$(ロ) \text{ Y県 } 1,809,911,000円 \times \frac{17人}{47人} = 654,648,660円 \rightarrow 654,648,000円$$

$$(ハ) \text{ Z県 } 1,809,911,000円 \times \frac{7人}{47人} = 269,561,213円 \rightarrow 269,561,000円$$

③ 小計

$$\text{X県 } ①(イ) + ②(イ) = 1,586,311,000円$$

$$\text{Y県 } ①(ロ) + ②(ロ) = 1,355,258,000円$$

$$\text{Z県 } ①(ハ) + ②(ハ) = 678,250,000円$$

(3) 資本金等の額

①事務所又は事業所の数

(イ) X県 $761,706,000円 \times \frac{12}{31} = 294,853,935円 \rightarrow 294,853,000円$

(ロ) Y県 $761,706,000円 \times \frac{12}{31} = 294,853,935円 \rightarrow 294,853,000円$

(ハ) Z県 $761,706,000円 \times \frac{7}{31} = 171,998,129円 \rightarrow 171,998,000円$

②従業者の数

(イ) X県 $761,706,000円 \times \frac{23人}{47人} = 372,749,744円 \rightarrow 372,749,000円$

(ロ) Y県 $761,706,000円 \times \frac{17人}{47人} = 275,510,680円 \rightarrow 275,510,000円$

(ハ) Z県 $761,706,000円 \times \frac{7人}{47人} = 113,445,574円 \rightarrow 113,445,000円$

③ 小計

X県 ①(イ) + ②(イ) = 667,602,000円

Y県 ①(ロ) + ②(ロ) = 570,363,000円

Z県 ①(ハ) + ②(ハ) = 285,443,000円

6. 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

(1) X県

所得割 $811,232,000円 \times \frac{1.0}{100} = 8,112,320円 \rightarrow 8,112,300円$

付加価値割 $1,586,311,000円 \times \frac{1.2}{100} = 19,035,732円 \rightarrow 19,035,700円$

資本割 $667,602,000円 \times \frac{0.5}{100} = 3,338,010円 \rightarrow 3,338,000円$

合計 30,486,000円

(2) Y県

所得割 $693,073,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.7 = 11,782,241円 \rightarrow 11,782,200円$

付加価値割 $1,355,258,000円 \times \frac{1.2}{100} \times 1.2 = 19,515,715円 \rightarrow 19,515,700円$

資本割 $570,363,000円 \times \frac{0.5}{100} \times 1.2 = 3,422,178円 \rightarrow 3,422,100円$

合計 34,720,000円

(3) Z県

②

所得割 $346,853,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.7 = 5,896,501円 \rightarrow 5,896,500円$

付加価値割 $678,250,000円 \times \frac{1.2}{100} \times 1.2 = 9,766,800円$

資本割 $285,443,000円 \times \frac{0.5}{100} \times 1.2 = 1,712,658円 \rightarrow 1,712,600円$

合計 17,375,900円

○各県に納付すべき事業税額

X県	30,486,000円	①
Y県	34,720,000円	①
Z県	17,375,900円	①

問2

○計算過程

—25点—

1. 課税金額の算定

(1) 収入金額の算定

- ① 個人保険 (8,210,000,000円-985,200,000円) × $\frac{24}{100}$ = 1,733,952,000円 [2]
 (②以外)
- ② 貯蓄保険 (1,663,000,000円-169,560,000円) × $\frac{7}{100}$ = 104,540,800円 [2]
- ③ 団体保険 (347,200,000円-27,776,000円-14,000,000円) × $\frac{16}{100}$ = 48,867,840円 [2]
 (④以外)
- ④ 団体年金保険 (450,000,000円-72,000,000円) × $\frac{5}{100}$ = 18,900,000円 [2]
- ⑤ 課税標準額の総額 (千円未満切捨)
 ①+②+③+④=1,906,260,640円 → 1,906,260,000円

(2) 課税標準額の総額の区分 (千円未満切捨) (形式 [2])

- ① 事務所又は事業所の数
 (1) ⑤ × $\frac{1}{2}$ = 953,130,000円
- ② 従業者の数
 上記①と同じ

2. 分割基準

(1) 事務所又は事業所の数

A県 a 本社	1 × 12 = 12	1	
b 支店	1 × 12 = 12		小計 24
B県 c 支店	1 × 12 = 12		
d 支店	1 × 9 = 9	1	小計 21
C県 e 支店	1 × 5 = 5	1	
f 支店	1 × 8 = 8	1	小計 13
			合計 58

(2) 従業者の数

A県 a 本社	100人 - ^{出向者} 2人 =	98人	1
b 支店	64人 - ^{出向者} 2人 =	62人	1
B県 c 支店		38人	1
d 支店	18人 × 2 = 36人 < 42人		∴ 著しい変動あり
	$\frac{42人 + 40人 + 35人 + 30人 + 30人 + 32人 + 26人 + 21人 + 18人}{12}$		= 22.8人 → 23人 [1]
C県 e 支店	24人 × 2 = 48人 ≥ 48人		∴ 著しい変動なし
	24人 × $\frac{6}{12}$	= 12人	1
f 支店	36人 × $\frac{8}{12}$	= 24人	1
A県	98人 + 62人 = 160人		
B県	38人 + 23人 = 61人		
C県	12人 + 24人 = <u>36人</u>		
	257人		

3. 分割課税標準額の算定(それぞれ千円未満切捨)

(1) 事務所又は事業所の数

- ① A県 $953,130,000円 \times \frac{24人}{58人} = 394,398,620円 \rightarrow 394,398,000円$
- ② B県 $953,130,000円 \times \frac{21人}{58人} = 345,098,793円 \rightarrow 345,098,000円$
- ③ C県 $953,130,000円 \times \frac{13人}{58人} = 213,632,586円 \rightarrow 213,632,000円$

(2) 従業者の数

- ① A県 $953,130,000円 \times \frac{160人}{257人} = 593,388,326円 \rightarrow 593,388,000円$
- ② B県 $953,130,000円 \times \frac{61人}{257人} = 226,229,299円 \rightarrow 226,229,000円$
- ③ C県 $953,130,000円 \times \frac{36人}{257人} = 133,512,373円 \rightarrow 133,512,000円$

(3) 分割課税標準額

- A県 (1)①+(2)② 987,786,000円
- B県 (1)②+(2)② 571,327,000円
- C県 (1)③+(2)③ 347,144,000円

4. 事業税額(それぞれ百円未満切捨) [2]

- A県 $987,786,000円 \times \frac{1.0}{100} = 9,877,860円 \rightarrow 9,877,800円$
- B県 $571,327,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.2 = 6,855,924円 \rightarrow 6,855,900円$
- C県 $347,144,000円 \times \frac{1.0}{100} \times 1.06 = 3,679,726円 \rightarrow 3,679,700円$

○各県に納付すべき事業税額

A県	9,877,800円	[1]
B県	6,855,900円	[1]
C県	3,679,700円	[1]

●合否のポイント

今回の本試験は、〔第一問〕理論問題（配点50点）として（問1）（配点30点）では、(1)法人事業税及び個人事業の納税義務者について及び(2)個人事業税における青色専従者等の取り扱いが、（問2）（配点20点）では、法人事業税における自動車部品の卸売業を行う法人の法人事業税の算定について説明する内容が応用・事例問題の形式で出題された。

〔第一問〕（問1）は、(1)及び(2)の論点について、その内容を理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問2）は、所得割のみ納付する法人の税額算定について記述する問題で(1)特定内国法人の処理方法を含めた所得の算定方法、(2)国税である法人税の所得と法人事業税の所得の計算に関する差異、(3)卸売業の分割基準、(3)軽減税率、(4)法人事業税の税額控除について、それぞれ理解しているかを問う出題であった。

〔第一問〕（問1）については、受験生にとって想定内の問題であったと思われる。

特に(2)については、しっかり記述できた受験生も多かったと考えられる。

(1)については問題文からどこを記述すればよいかを判断することが肝要である。

したがって各講義等を十分こなし、しっかりした準備を整えた受講生ならば正確な記載ができなくてもある程度の得点が重ねられるであろう。

〔第一問〕（問2）については、解答用紙の関係もあり想定される時間内での解答を作成すること（概要などまとめの作業）に時間が掛かり、また苦手としている出題形式であったため、思ったように解答できない受験生もいたのではないかと考えられる。

〔第一問〕の理論問題全体として55分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

一方〔第二問〕（配点50点）の計算問題については、（問1）（配点25点）がコンサルタント業を行う法人の税額算定問題と（問2）（配点25点）生命保険業を行う法人の税額算定問題の2題の形式で出題された。

（問1）については、外形対象法人として所得割額、付加価値割額及び資本割額の各課税標準及び分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

特に各事業年度の資本金等の額の計算については、持ち株会社の特例の処理については難易度の高い出題内容であった。

（問2）については、比較的平易な内容であったが、各事業年度の収入金額及び分割基準で確実に得点をしてほしい。

いずれの問題も①課税標準の算定と②分割基準を主な論点とする出題であるため「全国公開模試」、「実力完成答練第1回、第2回、第3回、第4回」及び「直前対策講義②」で出題した内容をベースとして解答を作成することが求められる。

基礎マスター・上級コースであれ、速修コースであれ、各種課題をしっかりこなしていれば、課税標準の総額の算定にしろ、分割基準の算定にしろ、比較的平易な内容の論点も多く、着実に得点を重ねた受験生もいたと思われるが、理論及び計算を含め、問題量やその解答量の多さから、思ったように解答作成ができなかった受験生もいるのではないかと。

慎重に解答すれば高得点ものぞめる計算問題ではあるが、各受験生の基礎的な実力が問われる内容であった。

理論問題とのかね合いもあるが65分程度で合格レベルの解答を作成して欲しい。

●合格ライン

〔第一問〕

（問1）

問題文から(1)については事業税の納税義務者と外国法人等について記述することに気が付いたかどうかのポイントとなるであろう。

(2)については、ランク付けの高い論点であり、より正確な記述が求められると考えられる。

〔第一問〕（問1）全体として、合格ラインは22点程度と予想される。

（問2）

分割法人を前提とした所得割額の算定方法を問う出題であった。

このような総合理論・事例問題の出題は、各受験生が必ずしも得意とする形式ではないため、細かい部分まで記述することはできなかったと思われるが、①特定内国法人の場合、②法人税の計算の例によらない項目、③卸売業の分割基準の処理、④所得割の税率及び⑤法人事業税の税額控除について、各論点を網羅した解答が必要となると考えられる。

<TAC>税25 この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

採点する際に用意される実際の解答は、解答用紙の枚数を考慮すると、各論点の規定については概要程度の内容であることも想定される。

〔第一問〕問2全体として、合格ラインは8点から12点と予想される。

〔第二問〕

(問1)は、コンサルタント業を行っている法人の税額算定問題であり、①各課税標準の調整と②分割基準について正確な処理が求められる問題であった。

(問2)は、生命保険業を行う法人の税額算定問題であり、①各事業年度の収入金額の算定と②分割基準の処理について確実な処理が求められる問題であった。

今回の出題内容は受験生にとって(問1)は資本金等の額の計算では、持株会社の場合の特例について必ずしも十分な準備ができておらず資料の読み取りに時間がかかった受験生も多かったと考えられる。一方、(問2)は十分準備を整えて臨んだ受講生も多いと思われるが、ケアレスミスに十分注意をして解答すべき問題である。

しかしながら、今まで様々な形式の答練、実力テスト、上級演習及その他の計算問題を実施していることから、TAC受講生のなかには(問1)及び(問2)を通じて、着実に得点を重ねられた受講生もいたのではないだろうか。

ただし、両問題を通じて資料が多いことや解答する内容が多いことから①課税標準額の総額算定、②分割基準の処理、③税率等の読み飛ばしやケアレスミスに注意が必要である。

以上の点を考慮すると合格ラインは(問1)が18点前後、(問2)が18点から22点と考えられる。

〔第一問〕が合計で30点～34点、〔第二問〕が合計で36点～40点、合計68点がボーダーラインであり、72点以上が合格有望と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
55点以上	—	次の科目に進みましょう。
36点～54点	平均点以上	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「基礎マスター＋上級コース」で実力維持も図りましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
35点以下	—	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。



夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出題傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当Zoomセミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/16 (土) 10:00～11:00	8/19 (火) 19:30～20:30	8/22 (金) 19:30～20:30
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/18 (月) 19:30～20:30	8/24 (日) 10:00～11:00	8/21 (木) 19:30～20:30
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	秋山 和人 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！



ご視聴はこちら

ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座講師
固定資産税

松葉 貴

配信予定: 8/8(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を斬る！

要予約

※先着400名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わって1週間。今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活にはどんな変化が起こっているのか？」「今からでも間に合う、効果的な対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから紐解いていきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2025年の夏の就職説明会の傾向分析
- 今からでも間に合う効果的な対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

小倉 亮介

開催日時:

8/14(木) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/11(月祝)
12:00より
公開予定

＼ さらに ＼

令和7年度(第75回)税理士試験 受験番号をご報告いただいた方に 下記の特典をプレゼント!

■令和7年度(第75回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

■令和7年度(第75回)税理士試験
「本試験分析会動画」

(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

■合格者の攻略法を知る!
「科目別合格体験記」

合格を勝ち取った方々の科目別の学習法や攻略法を公開します。
今後の科目選択や学習にお役立てください。



受験番号の
報告はこちら



8/15(金)
より
公開予定

さらに

受験番号報告をいただいた方の中から

抽選で**500名**に「**選べるe-GIFT 5,000円分**」をプレゼント

※報告特典対象者への「選べるe-GIFT」のご案内は、受験番号報告時に入力いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします(2025年10月下旬送信予定)。